

## 第 2 章

# ASEAN における貿易自由化

一方的・裁量的自由化から相互主義的・拘束的自由化へ

### はじめに

東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）は、1965年に結成されて以来、多様性の著しい国々を ASEAN 特有の曖昧さと柔軟さでつなぎ合わせ、「緩やかな連合体」として地域の政治的安定と経済発展に寄与してきた。こうした「緩やかな連合体」としての特性は、ASEAN の機構的側面に端的に現れている。ASEAN は、通常の政府間国際機構と異なり、設立のための基本文書が条約ではなく宣言として採択されていたり<sup>(1)</sup>、意思決定手続きが明確化されていないなど、その非形式性（informality）ゆえに、特異な国際機構として認識されている<sup>(2)</sup>。

この「緩やかな連合体」という ASEAN の特性は、域内経済協力にも反映されている。ASEAN は、長年にわたり経済発展のための協力政策を模索してきたが、これまでに導入されたスキームの多くは十分な機能を果たしてこなかった。域内経済協力スキームは、各国が合意した基本条約に基づいて実施されてきたが、そうした基本条約はスキームの枠組みを提示するにとどまり、具体的な運用規則についてはなんら言及していない。このため、実際に各スキームを運用する段階になると各国の見解が合わず、基本条約の独自解釈やさまざまな例外の容認といった問題が生じていた<sup>(3)</sup>。「緩やかな連合

体」であることが、各国の「総論賛成，各論反対」という姿勢につながり，それが協力スキームの実効性を削いでしまったのである。

このような「ASEAN 流」(ASEAN Way)あるいは「ASEAN 方式」<sup>4)</sup>とも呼ばれる協力形態に，近年，変化の兆しがみられる。1992年に導入が合意された ASEAN 自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area: AFTA) の形成過程では，従来とは異なる取組み姿勢を指摘することができる。確かに，AFTA 導入を決めた首脳会議での宣言などは，AFTA について数パラグラフしか言及せず，依然として大枠を定めているにすぎない。しかし，別途，AFTA 実現に向けての具体的な手段を盛り込んだ協定を採択したり，基本合意に対する例外を認める際には改めて首脳会議に諮り，例外措置が頻発しないよう防止する措置を講ずるなど，スキームの制度強化が試みられている。こうした動きが ASEAN の協力プロセスに対してもつ意味を考察する前提として，本章では，ASEAN の域内貿易自由化における制度化の過程を検討する。

ASEAN においては，貿易自由化はあくまでも域内経済協力の一環として捉えられている。そこでまずは，ASEAN の域内経済協力の流れを概観する。次に，貿易自由化の実践手段として ASEAN で取り組まれた，および，現在取り組まれている二つのスキーム，すなわち域内特惠貿易制度 (Preferential Trade Agreement: PTA) と AFTA を取り上げ，これらの比較検討を行なう。そして最後に，貿易自由化プロセスが制度的に進展していることを指摘し，ASEAN における域内協力形態の変化を考察する。

## 域内経済協力の経緯

### 1. 1980年代まで

設立以来，実質的には政治協力をその中心的な活動に据えてきた ASEAN

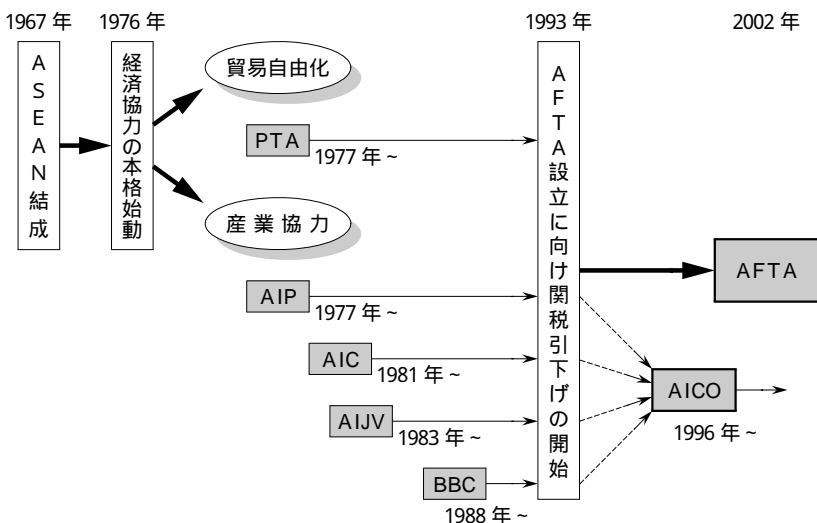
が域内経済協力に向けて本格的に動きはじめたのは、1976年のバリにおける首脳会議以降である。

1976年に開かれた第1回 ASEAN 首脳会議において、「ASEAN 協和宣言」(Declaration on ASEAN Concord) が採択された。この宣言は、ASEAN 地域の安定と結束をはかるために広範な協力関係の構築が必要であるとし、政治、経済、社会、文化・情報、安全保障の5項目について、協力の枠組みとなるアクションプログラムを採択している。なかでも経済協力については比較的详细に規定しており、基礎産品(とりわけ、食料とエネルギー)に関する協力、産業協力、貿易における協力を推進し、さらに、国際商品問題やその他の国際的な問題に対しては共同歩調をとるとしている(セクションB, 1~4項)。ASEAN 協和宣言の中で貿易における協力の具体策として掲げられた特惠貿易制度に関しては、その後、「ASEAN 特惠貿易制度に関する協定」(Agreement on ASEAN Preferential Trading Arrangements, 1977, 以下、PTA 協定)の締結へと進展する。また、産業協力事業としては、ASEAN 産業プロジェクト(ASEAN Industrial Project: AIP)、ASEAN 産業補完プロジェクト(ASEAN Industrial Complementation: AIC)、ASEAN 産業合弁事業計画(ASEAN Industrial Joint Ventures: AIJV)、さらには同一ブランド内の自動車産業補完スキーム(Brand-to-Brand Complementation on the Automotive Industry: BBC)などが考案された(図1)<sup>5)</sup>。

特惠貿易制度も各種の産業協力プロジェクトも ASEAN においては域内経済協力の一要素である。貿易における協力については、当初、域内自由化を模索していたが、自由貿易地域の設立を望むシンガポールとそれに消極的なインドネシアが対立し、具体的に自由貿易地域を目指すかどうかを明らかにしないまま、特惠貿易制度という手段で取り組むことを表明したという経緯がある<sup>6)</sup>。

また、産業協力は、1カ国で生産するにはコストがかかりすぎる、あるいは、狭小な国内市場だけでは収益を確保できないといった事業に関し、ASEAN 全体の産業プロジェクトとして取り組むことにより事業効率を高め収益性を

図1 ASEANの経済協力の経緯



(出所) 筆者作成。

あげることを目的としている<sup>(7)</sup>。これまで ASEAN で取り組まれてきた産業協力スキームは、いずれも、当該プロジェクトの生産に必要な原材料・部品の域内調達に際して、あるいは当該プロジェクトで生産された製品の域内への輸出に際して、特惠関税が適用されてきた。このため、産業協力は域内関税の引下げにつながるものと捉えられることもある。しかし、産業協力の目的はあくまでも工業化プロジェクトの協同であって、特惠関税はプロジェクトの効率化をはかるための一手段にすぎない。この点で、関税引下げを通じて域内貿易の拡大をはかる PTA、さらには AFTA などでも試みられている貿易自由化とは区別されるべきものである。

## 2. 1990年代以降

1970～80年代にかけて取り組まれた域内協力の試みは後述のように十分に機能せず<sup>8)</sup>、ASEAN 諸国の経済成長は主に各国独自の努力に委ねられてき

た。しかし、90年代に入り、ECの市場統合に向けた動きや北米自由貿易協定（NAFTA）の締結、さらには中国の経済的台頭など、ASEANを取り巻く経済環境が変化するなかで、ASEAN諸国は地域的結束を強化し、それぞれの政府だけでは実現できない成長戦略を掲げた。その具体的手段がAFTA構想やASEAN産業協力（ASEAN Industrial Cooperation: AICO）スキームである。

AFTAは、遅くとも2010年までに（この目標年次は計画当初のものであり、その後2003年に前倒しされ、さらにその後、2002年に前倒しされている）ASEAN域内の関税率を0～5%に引き下げ、かつ非関税障壁を撤廃することによりASEANを自由貿易地域にするという計画である。

AICOは、従来の産業協力スキームを統合する形で考案されたものであり、1996年に採択された「AICOに関する基本協定」（Basic Agreement on the ASEAN Industrial Cooperation Scheme）に基づいて運用されている<sup>(8)</sup>。具体的には、ASEAN内に立地する現地資本比率30%以上の企業が、原材料、部品および完成品（一次産品を除く）を他のASEAN諸国から輸入する際に、0～5%の特恵関税率が適用されるというスキームである。AFTAで適用される0～5%という関税率を前倒しして適用するなどの内容からAFTA計画の限定的な前倒し実施といわれている<sup>(9)</sup>。しかし、AFTAとAICOでは、いくつかの点で異なっている。

AFTAとAICOの最大の相違点は、特恵関税率（0～5%）が自動的に供与されるか否かである。AFTAは包括的な域内貿易自由化を目指しているため、原則として、あらゆる製品に特恵関税率が適用されることになっている。そして、例外的に、一時除外品目や一般例外品目などが存在するのであって、ASEAN各国の側に特恵関税を供与するかしないかの裁量権はない<sup>(10)</sup>。このため、2002年以降は、AFTAの対象品目であり、かつ40%のASEANコンテンツ要件を満たしている品目については、所定の手続きさえ踏めば、0～5%の関税率が自動的に適用される。一方AICOは、特恵関税をはじめとする恩典を供与するかしないかはASEAN各国の裁量に委ねられている。

このため、特惠関税の付与を希望する企業は、個別に各国政府に申請を行ない、認可を得なければならない。

最近の ASEAN における域内経済協力は投資分野にまで及んでいる。1995 年に発案された ASEAN 投資地域 (AIA) 構想は、域内外からの投資に内国民待遇を付与したり、参入制限分野を撤廃することによって ASEAN 全体の投資環境を整備し、投資対象としての競争力を維持・強化しようというものである<sup>(11)</sup>。その他、知的財産権、規格・基準の相互認証などの分野でも協力が進んでいる。

以上、ASEAN における域内経済協力を概括したが、以下では、域内の貿易自由化に焦点を当て、産業協力スキーム等については必要な範囲内で言及するとどめる。具体的には、PTA と AFTA を取り上げて、これらの比較検討を行なう。

## AFTA 以前の貿易面での協力

### 1. 特惠貿易制度 (PTA) の概要

1977 年の ASEAN 特別外相会議 (マニラ) において、域内貿易の活性化を目的に PTA 協定が締結された。これに基づき、ASEAN 域内における関税引下げへの取組みが始まった<sup>(12)</sup>。

PTA 協定では、特惠措置として、長期的数量契約、特惠金利による購入資金調達支援、特惠的政府調達、特惠関税、特惠的な非関税障壁削減、およびその他の措置が列挙されている (第 3 条)。しかし、PTA を実施する上で中心となったのは特惠関税の付与であった。PTA の特惠関税は、ASEAN 加盟国からの輸入品に対しては、実行関税率 (輸入品に対して実際に適用される関税率) から、一定の特惠マージン (Margin of Preference: MOP)<sup>(13)</sup>を差し

引いた特惠関税率を適用するというシステムである。

対象品目は、(1)基礎的产品(とりわけコメと原油)、(2)AIP 产品、(3)ASEAN 域内貿易を拡大する产品、(4)その他 ASEAN 各国が関心をもつ产品、と幅広く定められていた(第4条)。しかし、PTA 協定締結後の最初の経済閣僚会議(1977年6月、シンガポール)で合意された特惠対象はわずか71品目にとどまった。PTA 協定では、AIP 产品などのように特定されている品目以外は、どの品目をPTAの対象とするかは品目ごとに(product-by-product basis)、多国間あるいは二国間交渉により決められることとなっていた(第8条1項および2項<sup>14)</sup>)。このため、域内関税の引下げに消極的なインドネシアをはじめ、各国が特惠関税の供与に慎重な姿勢を示し、自国産業に影響があると思われる品目を対象とすることに抵抗したからである。

## 2. PTA の制度的変更

わずか71品目を対象に、かつ10%という低いMOPの供与でスタートしたPTA制度であるが、その後、対象品目数、MOP幅などさまざまな面において拡充がはかられた。

まず、対象品目の少なさを改善するために、1977年9月の経済閣僚会議(パタヤ)において、PTA対象品目の交渉会議ごとに各国が50品目のリストを提出することが決められた。この結果、80年までには4000品目以上が対象となった<sup>15)</sup>。MOPも当初の10%から80年には20~25%へと拡大した。さらに、従来の品目ごとアプローチに加え、域内での取引実績が少ない品目に関しては一括引下げ方式(across-the-board approach)を適用することが合意された(80年4月、第9回経済閣僚会議、シンガポール)。これにより、年間の貿易総額が5万ドル以下の品目には、一括して20%の特惠関税が与えられることになった<sup>16)</sup>。

しかし、こうした制度の拡充は、形式的、表面的なものでしかなく、実質的な貿易拡大の効果はほとんどなかったと言われている<sup>17)</sup>。その要因は、

一括引下げ方式の導入とともにセンシティブな品目の例外化を認めたことにある。1981年5月に開催された第11回経済閣僚会議（ジャカルタ）において、「センシティブな品目に関する除外を認める」（with an exclusion list of sensitive items）形で、特惠関税の一括供与の対象を年間貿易総額50万ドル以下の品目に拡大することが合意された<sup>(18)</sup>。その後一括引下げ方式の対象範囲は漸次拡大されたが、PTAの対象に実際に含まれたのは、域内では需要のない製品あるいは域内で生産していない製品などであった。そして、域内貿易の主要品目の多くはセンシティブな品目として除外リストに載せられ（以下、除外リスト品目）、PTAの対象外となった。

1980年代前半に試みられたPTAの制度拡充が実質的な効果をもたらさなかったことから、80年代後半に入り、再度、PTAスキームの強化策が検討されるようになった<sup>(19)</sup>。そして、域内経済協力の推進が主要議題となった87年の第3回ASEAN首脳会議（マニラ）では、PTA適用除外リストの品目数削減、MOP幅の増大、原産地規則の個別対応による（case-by-case basis）緩和などが盛り込まれたマニラ宣言が採択された。これらの手段の具体的な内容は、同時に開催されていた経済閣僚会議で署名された「ASEAN特惠貿易取決めの下での特惠関税拡大の改善に関する議定書」（Protocol on Improvements on Extension of Tariff Preferences under the ASEAN Preferential Trading Arrangements, 1987、以下、PTA改善議定書）の中に示されている。すなわち、各国の除外リスト品目を5年後には、すべての貿易品目数の10%以下、かつASEAN域内貿易額の50%以下にすること（第2パラグラフ）、除外リストからPTA適用対象品目へ移行する際に付与されるMOPは少なくとも25%とすること（第4パラグラフ）、既存のPTA対象品目のMOPを50%に引き上げること（第5パラグラフ）、今後5年間はASEANコンテンツを50%から35%（インドネシアは60%から42%）にケースバイケースで引き下げること（第10パラグラフ）などである。

ここで重要なのは、除外リスト品目の削減に関し期限が設定されたことである<sup>(20)</sup>。従来、ASEANの域内経済協力には実施期限が明記されることが



なかった。タイムフレームを設定しない協力体制は「緩やかな連合体」を維持するための重要な要素であったが、一方で、合意された協力内容の実施を曖昧にしかねないという問題をかかえていた。しかし、PTA 改善議定書により期限が設定され、実施状況を確認するレビューシステムも導入されることになり、特惠関税の供与が従前に比べて拘束的なものに移行したといえよう。

しかし、こうしたさまざまな努力にもかかわらず、PTA は域内貿易の拡大につながらなかった<sup>(21)</sup>。結局、PTA 改善議定書が設定した5年間という期限の到来を待たずに、PTA は AFTA 形成に向けた CEPT スキームへと引き継がれたのである。

### 3. PTA の失敗理由

PTA がその目的を果たせなかった理由として、(1)対象品目が偏向的で実効性に欠けたこと、(2)各国において非関税障壁が残存していたこと、(3)メンバー国間の関税水準に格差があったこと、などが挙げられている<sup>(22)</sup>。さらに PTA 失敗に大きく影響したのは、工業化に向けた産業政策や外資導入政策など、さまざまな面で ASEAN 各国が競合関係にあったという事情である。PTA 参加各国の経済発展段階や経済構造が類似しており、主要輸出品目が共通していたことから、域内貿易において協調より競合関係を生みやすく、自国産業の保護に反する自由化を積極的に推進するのは、實際上、困難であった。

こうした経済的要因に加え、ASEAN に特有の「国家主権と地域の利益はトレードオフの関係ではない」という基本的な考え方が域内の貿易自由化を難しくしていた。PTA という貿易自由化の実践手段は、あくまで域内経済協力スキームの一環であり、国家主権の移譲を伴わない「経済協力」にすぎない。ASEAN における域内経済協力とは、各国がそれぞれに自国の利益を最優先に追求し、そのなかで各国の利害が一致した場合に共通の経済政策を

採用するという形態をとっており、ASEAN 地域としての利益は結果的に確保されているにすぎない。このため、各国は自国の利益が失われるようなスキームには積極的に参加しない。

また、PTA は各国の裁量の働く余地がかなりの範囲で認められており、PTA による貿易自由化は、ASEAN の域内経済協力スキームと言うよりも、各国による一方的自由化政策の延長上に位置づけるべきものであろう。

通常、二国間以上で制度的に行なわれる貿易自由化は、相互主義に基づき、かつ拘束的な自由化である場合が多い。これは、主権の正当な行使によって課せられた関税や非関税障壁を削減するためには、通商交渉を通じて相互に自由化することを合意し、それを法的拘束力のある条約上の義務として課すことが有効であると考えられたからである。関税制定権は古くから国家主権の一部であり、主権国家はその主権の行使の一形態として、一方的に関税を課したり輸入品に規制を加えたりすることができた。このため、「ある種の規制を削減・撤廃するためには別の種類の規制（regulation）を必要」としたのである<sup>(23)</sup>。しかし、ASEAN は制度として PTA を導入しても、それが「規制」としての機能を充分果たさず、各国による一方的・裁量的自由化の形態から脱することはなかった。

結局、各国はそれぞれ個別に外資導入をはかり、投資先としての魅力を増すため関税の引下げを独自に実施してきた。こうした各国の取組みが ASEAN 域内に自由貿易地域を設立するという AFTA 構想に集約されるのは 1990 年代に入ってからである。

### ASEAN 自由貿易地域（AFTA）

AFTA は、1992 年の第 4 回 ASEAN 首脳会議（シンガポール）で採択、署名された「シンガポール宣言」（Singapore Declaration of 1992）と「ASEAN 経済協力の実施に関する枠組み協定」（Framework Agreement on Enhancing

ASEAN Economic Cooperation, 以下, 経済協力枠組み協定)により大枠が決められているが, 関税引下げや非関税障壁撤廃の具体的なプロセスについては, 「AFTAのための共通効果特惠関税スキームに関する協定」(Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area, 以下, CEPT協定)に定められている<sup>(24)</sup>。

このCEPT協定に基づき, 1993年1月1日, ASEAN6カ国(ブルネイ, インドネシア, マレーシア, フィリピン, シンガポール, タイ。以下, ASEAN6と呼ぶ)はAFTAの形成に向けて域内関税の段階的引下げを開始した。その後95年にベトナムが, さらに97年にミャンマーとラオスが, 99年にカンボジアがASEANに加盟したため, 現在CEPT協定に参加しているのは10カ国である<sup>(25)</sup>。

## 1. AFTAの目的

AFTAの主要な目的は, (1)ASEAN域内における水平分業体制を強化し, ASEAN諸国の地場企業(以下, ASEAN企業)の国際競争力を高めること, (2)市場規模を拡大しスケールメリットを確保することにより, 外国資本の導入を促進すること, などである<sup>(26)</sup>。

### (1) ASEAN域内産業の競争力強化

ASEAN域内を自由貿易地域にすることにより, 今まで保護政策の下にあったASEAN企業の域内における競合関係を促進し, 国際競争力の強化をはかる。その背景には, EUの市場統合, NAFTA創設, そして, とりわけ中国の経済的な台頭があった<sup>(27)</sup>。域内経済協力をより緊密化することにより, ASEAN全体としてこれに対抗しようというものである。

### (2) 外国資本の導入促進

ASEAN諸国は, 自国の産業基盤を強化するためには外国資本の継続的な

流入が必要であると認識している。しかし、1990年代に入り、日本やNIESの直接投資が中国へと移りはじめたことから、投資先としての魅力を維持するためにはASEANを一つの市場とし、外資がスケールメリットを確保できるようにすることが必要であると考えた。

### (3) 世界的な自由貿易体制への準備

また、ASEAN諸国は、貿易自由化は世界的な潮流であり、将来的にAPECやWTOが推進するようなグローバルな自由貿易体制に組み込まれていくことは避けられないと考えていた。このため、まずは地域レベルで貿易自由化を実施し、グローバルな自由貿易体制時代の到来に備えて少しでも国際競争力をつけておこうという思惑もあった。

## 2. 対象品目

CEPT対象品目は、(1)ASEAN域内で生産された<sup>(28)</sup>、(2)資本財を含むすべての工業製品と農産品、とされている。未加工農産品については、当初、CEPTスキーム対象外であったが、1994年9月に、自由化スケジュールを別立てにして対象品目に加えられた。

CEPTスキームの下では、域内で貿易されているすべての工業製品と農産物は五つのカテゴリーに分けられている。このうち、設定された期限までに関税率の引下げを実施しなければならないのは、適用品目リスト(Inclusion List: IL)に掲げられたものであり、それ以外に、4種類の例外品目が認められている。

(1)一般的例外品目(General Exceptions List: GE) 自由化には適さない品目として恒久的に関税引下げの対象とはならない品目リスト。GATT第20条および第21条で認められている例外措置に準じている。具体的には、防衛、人間や動植物の生命・健康の保護に関するもの、学術的、歴史的、考古学的価値のあるものの保護に関するものなど。

表1 CEPTの対象品目数

	適用品目 (IL)	一時的 除外品目 (TEL)	センシティブ 品目 (SL)	高度センシ ティブ品目 (HSL)	一般的 例外品目 (GE)
インドネシア	7,190	21	0	4	68
マレーシア	10,021	218	65	8	53
フィリピン	5,610	6	58	4	0
シンガポール	5,859	0	0	0	0
タイ	9,104	0	7	0	0
ブルネイ	6,276	0	14	0	202
ベトナム	4,233	758	51	0	196
ラオス	1,665	1,724	88	0	74
ミャンマー	2,983	2,420	21	0	48
カンボジア	3,115	3,523	50	0	134

(注) 2001年1月25日現在の品目数。

(出所) 青木 健編著『AFTA ASEAN 経済統合の実情と展望』日本貿易振興会, 2001年, 37ページ。

(2)一時的除外品目(Temporary Exclusion List: TEL) CEPTの対象とするにははまだ準備が整っていない製品。一定期間内にILへの移行がはかられる。

(3)センシティブ品目(Sensitive List: SL) 対象は未加工農産品で、工業製品や加工農産品より関税引下げスケジュールが遅く設定されている。ASEAN6は遅くとも2003年までにILへの移行を開始し、2010年までに移行を完了することになっている。また、ベトナムは2013年、ラオス、ミャンマーは2015年、カンボジアは2017年までにILへの移行を完了することになっている。

(4)高度センシティブ品目(Highly Sensitive List: HSL) 1999年9月に増設された品目リストで、インドネシア、マレーシア、フィリピンが各種のコメ製品を指定している。インドネシア、マレーシアは最終関税率が20%となっているが、フィリピンについては「CEPTの枠内で決定される」(to be determined within the CEPT framework)とだけ決められている<sup>(29)</sup>。なお、

ASEAN 6 の場合、高度センシティブ品目の IL への移行は、2005 年まで猶予される。

CEPT 協定は、例外品目の扱いに関して PTA と異なるアプローチをとっている。PTA では当初 product-by-product アプローチを採用したので、自国産業に対してマイナスの影響を与えかねない品目は交渉対象から外され、実害の少ない品目ばかりが特惠関税供与の対象とされた。その後、PTA のスキームでも特惠の一括供与方式がとられたが、すでに述べたように、貿易実績の少ない産品に限定されていたことやセンシティブ品目の例外化が容認されていたことなどから、特惠関税による貿易拡大効果は上がらなかった。

PTA に対する反省を踏まえて、CEPT 協定では最初から一括引下げ方式を採用し、原則としてすべての関税品目を引下げの対象とした。そして、例外として、一般的例外品目や一時的除外品目を認めるという形態をとった。しかし、どの品目を例外/除外扱いにするかの判断は各国に委ねられており、PTA の問題点を完全に解消できたわけではなかった。

そもそも 1992 年に締結された CEPT 協定では、一時的除外品目への指定は 93 年から最高で 8 年間まで認められ、その期間内に IL への移行がはかれることとなっていた（第 2 条 3 項）<sup>30</sup>。そして、8 年が経過する 2000 年までの間にレビューを行ない、依然として一時的除外品目リストに残ってしまったものについては、最終的除外品目として決定するか、CEPT 協定になんらかの改正を行なうことにより対処するかの検討が加えられることとなっていた（同）。このように、CEPT 協定導入時点では、期限の設定はあるが、一定の品目を 8 年間にわたり関税引下げの対象外とすることができ、さらに、最終的には一時的除外品目を恒久的に例外化する可能性が残されていた。

その後、AFTA 加速化の動きが強化され、1995 年の首脳会議（バンコク）では、関税引下げスケジュールの期限前倒しに伴う CEPT 協定の改正が行なわれた<sup>31</sup>。その際、第 2 条 3 項の「最終的除外品目として決定するか CEPT 協定を改正するかを検討するためのレビューを行なう」という文言も、「これらの一時的除外品目は、2000 年 1 月 1 日までに漸次 CEPT に移行される

(are to be gradually included into the CEPT by 1 January 2000)」という表現に修正された(CEPT協定の改正に関する議定書 Protocol to Amend the Agreement on the CEPT Scheme for the AFTA, 1995, 第1条)。この結果、一時的除外品目の恒久的例外化の余地は形式的には排除された。そしてこの条文改正は、さらなる制度化へとつながっていく。

一方、一般的例外品目についてはその運用に曖昧さが残っている。1999年の経済閣僚会議(シンガポール)では、一般的例外品目の見直しははかられ、できるかぎりILへ移行することが確認された。本来、GATTで規定されている一般的例外および安全のための例外は金、銀、国宝などの美術品、あるいは武器や麻薬など、自由貿易に適さない品目を自由貿易地域の対象外とすることを認めるものであり、見直しが必要になるものではない。CEPT協定もこのGATTの規定を念頭に作成されており、第9条で掲げている例外は「安全保障のために必要な保護、公德のために必要な保護、人、動物または植物の生命または健康のために必要な保護、美術的、歴史的または考古学的価値のあるもののために必要な保護」と具体的に列挙する方法をとっている。このため、列挙された例外事項に該当しない場合は、一般的例外品目に指定できないはずである。しかし、実際の運用では、加盟国がなんらかの理由により自由化はできないと判断したのも一般的例外品目リストに載せることができるなど、柔軟な対応が可能な制度となっている。ベトナムが一般的例外品目に自動車や家電製品を挙げているのも、こうした認識を反映しているものと思われる。

### 3. 共通関税率・関税引下げ期限の設定

CEPTの大きな特徴の一つは、各国共通の特恵関税率と関税引下げ期限を設定したことである<sup>(32)</sup>。PTAでは特恵関税率を決定する際、実行関税率からMOPを差し引く方式が採られた。しかし、当時のASEAN各国の実行関税率が一定ではなかったこともあり、特恵関税といっても国により大きな差

異が生じた。このため CEPT 協定では関税の譲許ではなく、0~5% という共通適用関税率を設定するという方法を採用した<sup>(33)</sup>。最近では、あくまで努力目標としてではあるが、域内関税率 0% の実施を目指している。

また、引下げ期限に関しては、1987 年の PTA 改善議定書によってすでに PTA スキームに導入されており、その基本精神を踏襲したものと考えられる。PTA は当初、期限を設定しないで取り組まれたが、そうしたスキームとしての曖昧さも一要因となって域内貿易の拡大を達成することができなかった。そこで、87 年に合意実施にタイムフレームを設定する考え方を導入したのであるが、具体的な期限である 92 年末をむかえる前に AFTA 構想が導入されてしまった。このため、PTA における期限設定の効果を検討することは難しい。しかし、CEPT スキームの場合、関税引下げスケジュールはほぼ遵守されてきた。だからこそ、期限延長に対して後述する補償調整措置制度の導入につながったともいえる。

引下げ期限は数次にわたって前倒しされており、現時点では、ASEAN 6 については 2002 年までに域内関税率を 0~5% に引き下げ、AFTA の創設を目指すこととなっている。これは、1998 年 12 月の首脳会議（ハノイ）で採択された “Statement on Bold Measures”（大胆な措置に関する声明）に基づく引下げ目標期限である<sup>(34)</sup>。

「大胆な措置に関する声明」は CEPT 協定の加速・強化策を打ち出しており、ASEAN 6 に関しては、(1)CEPT 実施による AFTA 形成を 2003 年から 1 年前倒し、2002 年からとする、(2)ASEAN 域内貿易の 90% に相当する CEPT 対象品目の少なくとも 90% の関税率を 2000 年までに 0~5% にする、(3)できるだけ早期に関税率を 0% に引き下げる、等としている。ただし、同声明は、2002 年までの CEPT 実施に「柔軟性」(with flexibility)を認めていることから、ASEAN 各国は、最終的に守らなければならない関税引下げ期限は 2003 年であるという認識をもっている<sup>(35)</sup>。

「大胆な措置に関する声明」はそれ以外の 4 カ国についても言及しており、それぞれ、ベトナムは 2003 年までに、ラオスとミャンマーは 2005 年までに、



カンボジアは2007年までに域内関税率を0~5%に引き下げる対象品目を最大化することが掲げられている。さらに、ベトナムは2006年まで、ラオスとミャンマーについては2008年までに、0%関税の対象品目増大を努力目標として挙げている。ただし、その際には、状況に合わせた例外措置が認められている。

#### 4. PTA との相違点

ASEAN 諸国は AFTA 構想の導入以前に、貿易自由化スキームとして PTA を考案している。PTA は ASEAN にとって域内貿易自由化に向けた初めての本格的な取組みであったが、期待されたような効果は上げられなかった。そうした PTA での失敗を踏まえ、CEPT 協定では上記に挙げたように対象品目や関税引下げ方法などを改善した。

その他、非関税障壁についても PTA と CEPT 協定では対応が異なっている。非関税障壁については PTA の対象外であり、それに対する禁止措置等は設けられなかった。このため、PTA 導入後においても、各国が実施していた輸入割当、輸入許可制などはそのまま維持され、貿易拡大の阻害要因となった。そこで、CEPT 協定では第5条 A において非関税障壁についての規定を設け、それらを撤廃することも関税引下げと同様、AFTA 形成に向けた必要不可欠な要素としている<sup>(36)</sup>。

このように、PTA と CEPT 協定の相違はさまざまあるが、最も重要な相違点は、PTA による自由化は実質的には一方的措置にすぎなかったのに対し、CEPT 協定に基づく自由化は相互主義をベースにしていることであろう。CEPT 協定は相互主義に基づくことをその条文の中で明確にしているわけではない。しかし、1995年に ASEAN 事務局から発行された AFTA の注釈書(第2巻)によると「CEPT の特恵は相互主義に基づき (on a reciprocal basis) 供与される」<sup>(37)</sup>。具体的には、ある国の IL に含まれている品目の関税率が20%以下 (at or below) の場合は、その品目を ASEAN 域内に輸出する際、

すべてのASEAN諸国において自動的にCEPT関税が適用される。しかし、20%より高い（above）場合は、CEPT関税が適用されるのは、当該品目のCEPT関税を20%より高く（higher than）設定している国に輸出する場合のみである、という説明が加えられている<sup>(38)</sup>。こうした注釈から考えると、一時的除外品目リストに掲載されている品目については、CEPT協定に基づいかなる恩典も他のCEPT協定参加国から受けることができない。また、相互主義は新規参加国に対しても適用される。例えば、ベトナムが関税率を引き下げるまでは、ベトナム製品に対するASEAN6の輸入関税は特惠関税ではなく、ASEAN域外国に対するものと同様の関税が適用される。

さらに、CEPT協定はその法的拘束力を明確に認めている点でも画期的である。AFTA注釈書（第4巻）ではCEPT協定に関するFAQが示されているが、その中で、「CEPTスキームの下でのコミットメントは、ASEANメンバーに法的拘束力を有するのか？」という質問に対して、「コミットメントは法的拘束力を有する。CEPT協定は、ASEANの各国政府により批准されており、関税引下げは法的に実施されている。各メンバーは、CEPT協定に基づくコミットメントを実施することを法的に義務づけられている」と回答している<sup>(39)</sup>。さらに、各国のAFTA担当者も、CEPT協定は国際合意であり、自国のコミットメントは義務的なものであると認識している<sup>(40)</sup>。

## 補償調整措置制度の導入

ASEAN諸国がCEPT協定の実施に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、かつ、CEPT協定の法的拘束性が確認されているにもかかわらず、ASEAN域外からはAFTAの実現を疑問視する見解が多い。その背景には、AFTAを含めたASEANの経済協力スキームに対する不信感がある。

ASEANにおける域内経済協力は、前述したように、緩やかな政策協調や各国裁量による例外の容認といった要素を前提に実践されてきた。そして、

大枠を定めた基本協定の内容を実際に運用する際に各国間で解釈の相違が生じることが多く、それが協力スキーム推進の障害となっていた。こうした状況は、共通関税率の導入や期限設定などさまざまな改善が施された CEPT 協定についても例外ではなかった。

しかし、2000年に入り、CEPT スキームに補償調整措置が制度的に導入されるに至り、CEPT 協定の実施プロセスに大きな変化が生じている。

### 1. 補償調整措置の内容

補償調整措置 (compensatory adjustment measures) 制度とは、ASEAN 加盟国が、CEPT 協定第6条で規定されている緊急措置以外で、非常に困難な状況に直面していることを理由に CEPT 協定の下での自由化を一時的に留保することを認める一方で、その留保によって他の ASEAN 諸国が実際に被る、あるいは被ると予想される損害を補償しなければならないというものである<sup>(41)</sup>。自由化留保の形態としては、(1)一時的除外品目の IL への移行期限を一時的に延期する、(2)IL に移行して関税引下げを実施している品目の特惠関税供与を一時的に停止する、の二つが挙げられている。

2000年5月の特別経済閣僚会議(ヤンゴン)で導入が検討され、同年10月の経済閣僚会議(チェンマイ)において「CEPT スキームにおける一時的除外リストの実施に関する議定書」(Protocol Regarding The Implementation of The CEPT Scheme Temporary Exclusion List) がとりまとめられた。同議定書は、翌11月にシンガポールで開かれた非公式首脳会議において、各国首脳による署名を経て発効している。

同議定書が適用しうるのは、1999年12月31日時点で一時的除外リストに含まれていた工業製品に限定される。そして、議定書の適用申請は、AFTA 評議会 (AFTA Council) に書面で提出することとなっており、その際、一時的な移行期限の延期、あるいは特惠供与の停止を希望する品目に関する情報、留保期間、留保する理由、留保が必要となる困難な状況について報告が

求められている。適用申請書は、ASEAN 事務局により速やかに高級経済担当実務者会合（Senior Economic Officials Meeting：SEOM）と CEPT スキーム実施調整委員会（Coordinating Committee on the Implementation of the CEPT Scheme for AFTA：CCCA）にも通知され、諸機関で検討される。それとは別に、当該産品に関し主要供給国として利害関係あるいは実質的な利害関係を有する他の ASEAN メンバーと適用申請国との間でも補償調整措置の内容などについて協議が行なわれる<sup>(42)</sup>。この協議で合意された補償調整措置は、適用可能な範囲で、他の ASEAN メンバーに対しても最恵国待遇（MFN）により適用される。

なお、申請を受理してから 180 日以内になんらかの合意に達しない場合、かつ、適用申請国が一時延期措置あるいは一時停止措置を実施している場合は、主要供給国あるいは実質的な利害関係を有する国は、当該適用申請国に対して供与している関税の譲許を撤回することができる。ただし、対抗措置として実施される譲許の撤回は、適用申請国が行なっている一時留保措置と実質的に等価値のものでなければならない。

こうした手続き様式は、基本的に GATT28 条の譲許表の修正に関する条項に基づいて作成された<sup>(43)</sup>。従来の ASEAN は地域結束の維持が最優先事項であり、政府間での合意であってもなんらかの理由で実施できない際は、各国の主張を容れる形で政治的妥協をするのが通常であった。しかし、マレーシアによる CEPT 協定の留保という事態に対しては、解決手続きを整備することによって、ASEAN における協力スキームの不透明性を排除しようという姿勢がうかがえる<sup>(44)</sup>。

## 2．導入の背景

補償調整措置のアイデアが生まれた背景には、1997 年に発生した通貨・経済危機によって ASEAN 各国が程度の差こそあれ、それぞれに深刻な景気低迷に陥ったという事情がある。

通貨・経済危機は保護主義の台頭をもたらし、ASEAN各国は、国内産業の保護や税収確保を目的に特定製品の関税引上げを行なった。さらにマレーシアは、自動車関連品目について、CEPT協定の一次的除外リストからILへの移行期限（本来は2000年まで）を延長したいと主張しはじめた。結局、2000年5月に開催されたASEAN特別経済閣僚会議（ヤンゴン）においてマレーシアの主張が認められ、同国は自動車関連の域内関税引下げの開始を2005年1月まで延期することになった。こうした動きを受けて、その他のASEAN諸国からパームオイルや板ガラスの分野で自由化を留保したい旨の意見が出てくるなど<sup>(45)</sup>、AFTAは各国の保護主義的動きによって骨抜きにされかねない事態に陥った。自国の経済回復が最優先事項となり、ASEAN全体の地域的利益を重視するAFTA形成にはブレーキがかかった格好である。

AFTA構想は、従来のPTAやAIJVなどの域内経済協力と比較すると、地域的利益を考慮する姿勢をとっていた。ただし、AFTAはASEAN各国が高度成長を実現している時期に考案された成長戦略であり、導入当初は地域的利益を通じた国家利益を展望する余裕があった。しかし、通貨危機を契機に各国の経済が悪化すると、ASEANの経済協力の根底を流れている自国中心主義が顕在化してしまったといえよう。

一方で、域内経済協力に対する各国首脳の積極的な取組み姿勢も示された。1997年半ば以降は、首脳・閣僚会議が開かれるたびに、CEPTスキームをはじめとする域内経済協力の重要性が強調され、その強化推進を盛り込んだ共同声明が採択された。保護主義的な動きが強まるなかで域内経済協力を加速化させた背景には、通貨・経済危機の影響でASEANの投資先としての魅力が低下しているという現状があった。ASEAN諸国は、自国の産業基盤を強化するためには外国資本の継続的な流入が必要であると認識している。このため、CEPTスキーム推進の姿勢を示し、さらには実質的に棚上げされていたAICOスキームをスタートさせることにより<sup>(46)</sup>、外資企業のASEANにおける事業展開の縮小をくいとめたいというASEAN諸国の思いが読みとれる。

保護主義台頭と自由化推進という相反する二つの動きが錯綜するなかで、マレーシアがCEPT 協定に基づく自由化の留保を求めてきたのである。マレーシアの主張をそのまま認めた場合、域外諸国から ASEAN の域内協力に対する失望感や不信感が示される懸念が強く、また、マレーシア以外にも留保を主張する国が続出する恐れもあった。このため ASEAN は、マレーシアによる留保を認める一方で、留保に対しては補償を課すという仕組みを考案した。国際条約に基づく義務を履行できない場合は国家責任が生じるという考え方をCEPT 協定の運用段階で制度的に具現化しており、従来の域内経済協力を進める際にはなかった、大きな転換であるといえる。これにより、ASEAN 域内の貿易自由化の形態は、初期のPTA で行なわれていた一方的・裁量的自由化から相互主義に基づく拘束的な自由化へと移行したと考えられる。

## むすびに代えて

ASEAN で取り組まれてきた域内貿易自由化は、現在、一方的自由化から相互主義的自由化へ、そして自主的自由化から拘束的自由化へ移行するプロセスの途上にある。

本来、貿易自由化には相互主義的・拘束的な要素が含まれやすく、一定の制度として取り組まれることが多い。とりわけ、複数国間で一斉に自由化を行なう場合は、通常、相互主義に基づいて合意されたルールに従って自由化が実施される。なぜなら、貿易自由化は経済主権に基づいて設定された関税、その他の貿易障壁を削減、撤廃することを意味し、自発的な自由化でないかぎり、主権行使の制限につながるからである。そして、制度的自由化を進める際には、合意の拘束性を担保するシステムの確立が重要となる。つまり、紛争解決手続きの司法化や合意不履行が生じた場合の補償・対抗措置の制度化等である。

ASEANにおける域内貿易自由化の歴史を振り返ってみると、最初に導入されたPTA制度は、基本協定に基づいて運用されるという形式をとってはいるが、裁量が大幅に認められ、あくまでも、一方的自由化の域を越えないものであった。ASEANにおいて制度的な貿易自由化が機能しなかった背景には、各国がそれぞれに自発的・一方的自由化により経済成長を遂げており、相互主義に基づく拘束的な自由化をあえて実施する必要がなかったからであろう。また、ASEANの地域協力は各国の主権移譲を伴わずに進められていることから、採択された協力スキームの強制力、拘束力が弱いことも理由の一つに挙げられる。

しかし、1990年代に入り、ASEANをめぐる外的経済環境の変化により、各国個別の一方的・裁量的自由化では持続可能な経済成長を確保できなくなると、ASEANの域内経済協力に対する取組み姿勢にも変化が現れた。こうした状況のなかで導入されたのがAFTA構想である。AFTAを実現するためのCEPT協定は、一括引下げ方式を採用し、例外となる品目もPTAとは扱いが異なり、一定期間内に自由化することが決められた。また、共通関税率と引下げ期限も設定され、自国産業の構造調整など痛みが伴う場合であっても、自由化を推進するよう求められている。こうしたCEPT協定の採択は、ASEANにおける域内貿易自由化の制度化の第1段階と位置づけられる。

第2段階の制度化は、通貨・経済危機後に導入された補償調整措置である。1997年に発生した通貨危機を契機に、ASEAN諸国は深刻な経済低迷に直面した。経済が悪化しはじめた当初、こうした外部環境の変化が圧力となって、ASEAN全体として経済回復に取り組む必要性からASEANの経済協力の実践方法に変化がみられることが期待された。確かに、通貨危機に対応するために、「ASEANとして」AFTAやAICOを加速化する姿勢を示したが、実際には、経済危機直後の各国の対応はむしろ関税引上げを行なうなど保護主義的な動きがみられ、ASEAN域内の経済協力よりも自国の経済政策を優先する状況に変化はなかった。

そして、2000年になって、マレーシアがCEPT協定に基づく自由化の一

時的留保を主張するにいたると、AFTA の実現性のみならず、ASEAN の協力体制自体に域外諸国から疑問が投げかけられるようになった。従来、各国の経済政策優先を貫いてきた ASEAN の経済協力スキームであるが、経済危機後の景気低迷という状況の下、外資の継続的流入を維持する必要が生じていた。そこで、無制限な自国優先主義に歯止めをかけるために、補償調整措置制度が導入されたのである。この制度は一種の紛争解決手続きであり、従来の加盟国間の協議による政治的解決という手段と比較し、より司法化された手続きの導入をはかったものと考えられる。

このように、ASEAN における域内貿易自由化は制度強化に向けた動きを示している。しかしながら、依然として曖昧な側面が多く残されており、EU や NAFTA などのような成熟した制度によって運営されているわけではない。また、「緩やかな連合体」である ASEAN に制度的自由化が適するのかといった議論もあろう。

CEPT スキームは、2002 年に ASEAN 6 による工業製品の関税引下げという段階がほぼ終了し、新たなステージに進行する。その際、CEPT 協定を運営していく上での次なる課題に直面することが予想される。例えば、1990 年代後半に ASEAN に新規加盟したベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの 4 カ国は ASEAN 6 より経済的に大きく遅れており、わずか数年の猶予期間で域内貿易自由化の目標基準を達成するのは難しい。今後、これらの国々の CEPT 協定に基づく関税引下げ期限が到来するが、予定どおり実施できない国が出てくる可能性がある。また、ASEAN 6 においても、数年内にセンシティブ品目の関税引下げを開始し、その後は段階的に 0~5% へ引き下げることになっている。このように今後の CEPT スキームは実施が困難な要素を多くかかえており、実際の引下げ期限直前には一時留保申請が相次ぐおそれもある。結果的に、補償調整措置制度の濫用にもつながりかねない。さらに、非関税障壁の撤廃についても、IL 品目およびセンシティブ品目それぞれで実施期限が定められているが、実際に撤廃されているかどうかの確認は厳格にはなされていない。しかし、関税引下げが進むと同時に在



ASEANの外資系企業などから非関税障壁の問題が指摘されはじめており、各国に対して具体的な成果が求められよう。こうした実施困難な状況に直面した際に、ASEANがどのような対応を示すのかが、今後のASEANにおける域内貿易自由化の方向性を考える上で重要な鍵となる。

- 注(1) ASEANの設立は1967年のバンコク宣言による。原加盟国はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5カ国。
- (2) 村瀬信也「ASEANと国際法 域内協力体制の法形態」(安田信之編『ASEAN法 その諸相と展望』アジア経済研究所, 1987年) 24-27ページ。
- (3) これは、ASEANに特有の意思決定過程にも起因する。ASEANにおける意思決定は、各国首脳の強力なリーダーシップに依存することが多い。そして、日米交渉のように事務レベルでの交渉を重ね、細部にわたる協議を経た上で、首脳レベルでの合意にいたるという意思決定過程をもたず、逆に、アドバルーン的に政策目標を掲げ、具体的な手段についてはその後に検討するという過程をとっている。
- (4) 山影 進『ASEAN パワー アジア太平洋の中核へ』東京大学出版会, 1997年, 83-84ページ。
- (5) 各スキームの概要については、ASEAN事務局による各種資料の他、清水一史『ASEAN 域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房, 1998年/桜井雅夫「ASEAN 諸国の貿易自由化・3」(『貿易と関税』1996年3月)/ウォン・シュアン・ヤン「ASEANの設立と機能変化」(糸賀 滋編『動き出す ASEAN 経済圏 2008年への展望』アジア経済研究所, 1994年)などを参照。
- (6) 山影 進『ASEAN シンボルからシステムへ』東京大学出版会, 1991年, 197ページ。
- (7) AIPは一つの事業をある加盟国において集中して行なうことによりコスト負担の軽減と規模の経済の獲得をはかるというスキームであった。これに対してAICは、一つの事業のなかで、ASEAN各国が、例えば、その事業に必要な異なる部品をそれぞれが特化して生産するなど、役割分担をはかることにより、域内の水平分業を目指すスキームである。
- (8) AICOに関する基本合意が成立したのは1995年12月のASEAN首脳会議(バンコク)であるが、各国の意見が一致せず、正式スタートはほぼ1年後の96年11月である。しかし、その後も運用にかかわる細部の調整がつかず、97年7月の協議で、ようやく実質的な意味でほぼ合意にいたった。

- (9) AICO は、自動車産業にのみ適用されてきた BBC スキームの拡大版とも捉えられている。確かに、特惠関税の供与は企業ごとに申請を行ない認可を得なければならないという点では BBC も AICO と同じであるが、減免される関税率、対象範囲、認可条件などが異なっている。
- (10) ただし、AFTA の場合であっても、どの品目を適用対象とし、どの品目を除外・例外にするかという選別は、各国の裁量に委ねられている。
- (11) この構想は 1998 年 10 月の経済閣僚会議（マニラ）で具体化され、AIA 創設のための枠組み協定（Framework Agreement on ASEAN Investment Area, 1998）が採択された。その後、自由化が加速され、現時点ではベトナム、ラオス、カンボジアを除いた 7 カ国は 2003 年までに、3 カ国については 2010 年までに ASEAN 域内からの投資を原則自由化し、域外国からの投資に対しては 2020 年までに自由化することとなっている。
- (12) これ以前の 1975 年にも ASEAN 域内の貿易自由化に向けた動きがみられた。この年、シンガポールが 10～15 年後に自由貿易圏を創設することを目指して、まずは 10% の包括的な関税引下げを実施するよう提案した。この提案に対して、フィリピンは賛成の立場をとったが、国家計画に基づく開発路線を選択していたインドネシアが反対し、実現にはいたらなかった（ウォン、前掲論文、33-34 ページ）。
- (13) 特惠マージンは、PTA 導入当初が 10%、その後 1981 年に 20～25%、87 年には新規品目に対して 25%、既存品目に対しては 50% と段階的に引き上げられている（Chirathivat, Suthiphand, “ASEAN Economic Integration with the World through AFTA,” in Tan, Joseph ed., *AFTA in the Changing International Economy*, Singapore: ISEAS, 1996, p. 23）。
- (14) ASEAN の一部の国の間で合意された特惠関税は、ASEAN 内での最恵国待遇によりすべての ASEAN 加盟国に付与されることとなっている（PTA 協定第 8 条 2 項）。
- (15) Rieger, Hans Christoph (compile), *ASEAN Economic Co-operation: Handbook*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1991, pp. 45-46.
- (16) 一括引下げの対象となる品目の取引総額上限は、1981 年 5 月に 50 万ドル、82 年 1 月に 100 万ドル、82 年 11 月に 1000 万ドルへと引き上げられた（ウォン、前掲論文、47 ページ）。
- (17) ASEAN Secretariat, *ASEAN Economic Co-operation: Transition & Transformation*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 1997, pp. 43-47.
- (18) The 11th ASEAN Economic Ministers Meeting, *Joint Press Release*, 1981, Paragraph 10-b)(a)
- (19) 1980 年代後半に ASEAN が域内経済協力の根本的な戦略転換を迫られた背景として、清水は、世界経済の構造変化に伴う多国籍企業の域内分業の形

- 成・発展によって、域内経済協力の基盤が変化したこと、集团的輸入代替重化学工業化戦略が前提としていた ASEAN 各国の直接投資規制的外資政策が転換したこと、を挙げている（清水，前掲書，93-96 ページ）。
- (20) 山影，前掲書，81 ページ。
- (21) PTA に承認された 1 万 2783 品目中，実際に特惠関税が適用されたのは，2.6 % にすぎず，結局，PTA による域内貿易拡大効果はなかった（ウォン，前掲論文，51 ページ）というのが，大方の見解である。また，その他の域内産業協力を目的に打ち出されたさまざまなプロジェクトも，これまでほとんど成功していない。
- (22) 菊谷忠治「AFTA の発展 CEPT の内容」（田中拓男編著『アジア太平洋の経済協力』中央経済社，1994 年）304 ページ / 山影，前掲書，68 ページ / ウォン，前掲論文，50-52 ページ / Chirathivat，前掲論文，p. 24。
- (23) Winham, Gilbert R., *The Evolution of International Trade Agreements*, Toronto: University of Toronto Press, 1992, p. 20.
- (24) AFTA 構想導入の詳しい経緯については，桜井，前掲論文，117-186 ページ / ウォン・シュアン・ヤン，北村かよ子「AFTA 構想 目的とその効果」（糸賀 滋編，前掲書，アジア経済研究所，1994 年）58-64 ページを参照。
- (25) ただし，ASEAN 加盟は AFTA への自動的な参加を意味しておらず，新規加盟国は，それぞれ，経済協力枠組み協定と CEPT 協定に加入するための議定書に署名している。
- (26) 箭内彰子「ASEAN における域内貿易自由化」（研究レポート）富士総合研究所，1998 年 3 月，10-11 ページ。最近では，ASEAN を世界の生産基地にするという AFTA の目的を実現させるためには，貿易の自由化だけでなく，より効果的かつスムーズな企業活動ができるようビジネス環境を整えることも必要であるという見解が示されている。これを受けて ASEAN では，認証基準の統一や，知的所有権の整備等を含む「AFTA プラス」に向かって作業を進めている。
- (27) ASEAN 側はこのような ASEAN 域外の諸国が国際競争力を強化させていることに対して，次のように懸念を表明している（第 25 回経済閣僚会議におけるブルネイの基調演説。Tan, Joseph L.H., "Introductory Overview," in Tan, Joseph ed., *AFTA in the Changing International Economy*, p. 7）。
- 急速に変化し，競争力を増している世界経済環境に対処するため，ASEAN 全体として競争力を強化するよう，早急に努力しなければならない。
- 域内貿易協力に加え，ASEAN の経済協力の範囲を，例えば，投資促進やサービス，知的所有権といった重要な分野まで拡大すべきである。
- 貿易自由化を成功裏に達成するためには民間企業の AFTA への積極的な

参加が不可欠である。民間企業は、ASEAN 地域の経済発展における役割の重要性を認識しなければならない。

EU の市場統合化、NAFTA や MERCOSUR の創設など、他地域における貿易自由化が推進されているなかで、AFTA はできるだけ早く形成されなければならない。その意味で、AFTA 形成は 2003 年ではなく 2000 年に前倒しされるべきである。

- (28) ASEAN 域内で生産された製品とは、ASEAN 域内の 1 カ国ないしは複数国で付加価値の 40% 以上が生産された製品のことを意味する。特惠関税が適用されるための ASEAN コンテントも PTA の場合は 50% 以上であるのに対して、CEPT 協定では 40% 以上と低く設定されている。これは、ASEAN 域内製品は依然として原材料や部品の域外からの輸入依存度が高いため、ASEAN コンテント要件を高くすると、AFTA の特惠関税を適用しうる製品の対象範囲が狭まってしまい、AFTA の実効性が失われてしまうことに対処したものである。
- (29) Protocol on the Special Arrangement for Sensitive and Highly Sensitive Products, Annex 3, paragraph 3.
- (30) 具体的には、まず、1996 年 1 月までに一時的除外を指定した品目の 20% を IL に移し、その後も毎年 20% ずつ IL に組み入れ、最終的には、2000 年までにすべてを CEPT 対象品目とする（ASEAN Secretariat, 前掲書, p. 51）。なお、未加工農産品については、IL への移行期限は 2003 年までとなっている。ただし、IL の対象品目とした後に、いつまでに関税を 0~5% に引き下げなければいけないかの期限については規定がない。
- (31) 首脳会議では、CEPT 協定に基づく関税引下げスケジュールの目標期限を 2008 年から 5 年前倒し、2003 年にすることが合意された。
- (32) 実際の AFTA における関税引下げは二つのプログラムに基づいて実施されてきた。このうち、早期の関税引下げを目指すファーストトラック・プログラムは、HS 6 桁分類の 15 品目が指定されている。このうち、関税が 20% を超えるものについては 2000 年 1 月 1 日までに、20% 以下のものについては 1998 年 1 月 1 日までに、関税を 0~5% まで引き下げることとなっており、すでに実施されている。第 2 のグループは、ファーストトラック以外の品目を対象とする ノーマルトラック・プログラムである。このプログラムに基づいた場合、93 年時点で関税率が 20% 以下のものは 2002 年 1 月 1 日までに 0~5% まで引き下げる。一方、20% 超のものについては、まず、98 年 1 月 1 日までに 20% 以下に、その後 2002 年 1 月 1 日までに 0~5% に引き下げることとなっている。なお、ASEAN に新規加盟した 4 カ国については、別途スケジュールが組まれている。関税引下げスケジュールの詳細については、青木 健 編著『AFTA ASEAN 経済統合の実情と展望』日本貿易振興会、2001

- 年，36-40 ページを参照。
- (33) さらに，PTA では特惠関税の引下げ幅が小さく，貿易拡大効果があまりみられなかったことから，CEPT 協定では，関税率が 20% を超える品目についても一律 0~5% の範囲内に引き下げるなど，大幅な関税の引下げを実施することにより貿易量の増加をねらっている。
- (34) この時期に AFTA 創設を急いだ背景には，経済危機に直面した ASEAN 各国が AFTA 推進を呼び水に外資導入をはかり，経済回復のきっかけを掴みたいという思惑があった。
- (35) フィリピンでの AFTA 担当者へのインタビュー（2001 年 1 月 11~12 日）。
- (36) ただし，非関税障壁の撤廃方法などについての詳細な規定がなく，実際にどのように取り組まれているかのレビューなども行なわれていない。このため，関税引下げによる自由化効果が非関税障壁温存や新たな国内措置により相殺されてしまう懸念が生じている（2001 年 7 月 26 日~8 月 1 日，在ベトナム日系企業駐在員などへのインタビュー）。
- (37) ASEAN Secretariat, *AFTA Reader Volume II: Questions and Answers on the CEPT for AFTA*, Jakarta: ASEAN Secretariat, 1995, p. 7.
- (38) この注釈は，ASEAN 諸国が AFTA に向けた関税引下げを実施している段階で公表されたものであるため，20% という数字がメルクマールとなっていると思われる。しかし，その後各国による関税引下げが進展し，ASEAN 6 については IL に含まれるほとんどの品目が 0~5% の特惠関税となっていることを勘案すると，現時点では，相互主義に基づき，自国の輸出品目に 0~5% の CEPT 関税を適用してほしい場合は，当該品目の輸入関税も 0~5% にしなければならないという解釈が可能となろう。
- (39) ASEAN Secretariat, *AFTA Reader Volume IV: The Fifth ASEAN Summit*, Jakarta: ASEAN Secretariat, 1996, p. 58.
- (40) タイ（1997 年 9 月 22 日），シンガポール（同年 9 月 25 日），マレーシア（同年 9 月 29 日），インドネシア（同年 10 月 2 日），フィリピン（2001 年 1 月 11~12 日），ベトナム（2001 年 7 月 30 日）での AFTA 担当者へのインタビュー。
- (41) この制度の濫用を避けるために，あくまでも例外的な措置と位置づけており，同議定書が適用できるのは，実際に深刻な問題に直面している国だけであり，2002 年までの AFTA 実現に向けて，引きつづき努力することで合意している。
- (42) この規定に基づき，2001 年前半にマレーシアとタイとの間で協議が行なわれたが，補償措置の内容など具体的な協議結果については現時点では公表されていない。
- (43) The Fourth ASEAN Informal Summit, *Joint Press Statement on the Protocol Regarding Implementation of the CEPT Scheme Temporary Exclusion List*, Singapore:

22-25 November 2000, paragraph 1.

- (44) ただし、透明性が高まる一方で、補償調整措置が導入されたことにより、CEPT スキームの例外扱いを合理的に求めることができるようになったとも言え、制度濫用の抑止策を整備する必要がある。
- (45) シンガポールでの AFTA 担当者へのインタビュー（2001 年 1 月 19 日）。
- (46) AICO スキームは 1996 年 10 月に導入されたが、申請案件に認可が下りないため、導入後 1 年以上も適用事例がない状態であった。最初に認可が下りたのは、通貨危機が進行し、経済・政治危機が深刻化しはじめた 98 年 2 月になってからである（スウェーデンの大手自動車メーカー、ボルボ社に対する認可）。その後、日系企業から出されていた申請も相次いで認可されており、2001 年 3 月時点で 74 件の AICO スキームが認可されている。